

## 第5回静岡市環境影響評価審査会概要

1 日 時 平成27年11月9日(月) 10時00分～11時20分

2 場 所 静岡市役所 静岡庁舎 17階 171・172会議室

3 出席者 ※敬称略

【委員】村上 篤司（環境科学研究所所長）

平井 一之（（一社）静岡県環境資源協会専務理事）

岩堀 恵祐（宮城大学理事・食産業学部教授）

牧野 正和（静岡県立大学食品栄養科学部准教授）

安田 進（東京電機大学理工学部教授）

三宅 隆（静岡県自然史博物館ネットワーク副理事長）

欠席 秋山 信彦（東海大学海洋学部教授）

欠席 増沢 武弘（静岡大学理学部特任教授）

寒竹 伸一（静岡文化芸術大学デザイン学部教授）

欠席 村山 顕人（東京大学大学院工学系研究科准教授）

【事務局】環境局：小林環境局長、秋山環境局次長、清参与兼課長、大村主幹兼係長、大村副主幹、森竹主任主事

【事務局説明】清水天然ガス発電所（仮称）建設計画 環境影響評価方法書について  
（答申案協議）

———質疑応答———

○安田委員

- ・ 資料4の7ページの埋立地の液状化被害についてであるが、重い構造物の沈下、軽い構造物が隆起、地盤の流動、の3種類のメカニズムがある。
- ・ このうち、護岸が動いて背後の地盤も流動するという現象により、阪神大震災の時に大きな被害が生じたので、資料3の3ページにコメントを記載していただいた。
- ・ ただ、阪神大震災の時には護岸からの距離が100m程度であったため被害が生じたが、今回の計画では施設が護岸から250m程度離れているため、流動について被害はあまりないと思われる。
- ・ 資料4の7ページ審査会委員等の意見欄の下段に地盤の流動について注意してほしいとの記載をしてもらったが、実際はそこまで気にしなくても良いかもしれない。
- ・ 小型構造物については記載されている配管の他に、構内道路について一言記載していただきたい。

- ・ 構内道路は液状化に伴う波打ちや突き上げ等により、緊急車両が通行できないことがあるため、この重要な部分の記載をお願いしたい。
- ・ 構内道路の記載の一つ上の部分、プラントの記載部分は設計基準により液状化対策の確認がされているため記載の必要はないかもしれない。

○平井会長

- ・ アセスの範囲外ではあるが、地元から意見の多い防災に関して配慮が必要であるとして、資料5の3ページⅢ付帯事項として6行でまとめてあるが、こちらの記載についてコメントを頂けるか。

○安田委員

- ・ 付帯事項として付け加えるということで良いと思うが、書き方について少し修正したい。
- ・ 液状化が判明したのは昭和39年の新潟地震からであり、それから10年程経て液状化について考慮し始めたため、昭和48年に造成された土地は液状化について考慮されていないであろうということは記載のとおりである。
- ・ 「昭和48年に埋立造成された土地であることから耐震及び液状化対策が十分でない」とあるが、これから新たに造る大型の構造物の設計基準では液状化対策が施されており、小型の構造物については対策がされていないということになる。
- ・ この辺りの書きぶりが少し違うのかもしれない。

○平井会長

- ・ 小型の構造物について配慮が必要ではないかということ付加したらどうかということか。

○安田委員

- ・ そのように記載するか、或いは液状化について考慮せず設計されている構造物もあるということ記載した方が良いと思う。
- ・ 津波については、対策はしているはずなので大丈夫だと思う。

○平井会長

- ・ 安田委員から付帯事項については、小型の構造物（配管等）への配慮のあり方について再度の考慮が必要であることと、津波の記載について意見があったが、事務局のコメントをいただけるか。

○事務局

- ・ 津波についても液状化、地震等と同様に、懸念すべき重要な部分ではあるがアセスの項目としては入れがたいため、安心安全の部分を付帯事項として位置付け記載するように考えている。

○三宅委員

- ・ 審査会では災害や防災は審議の対象にならないとのことだが、この部分については市の他部署にて検討されることになるのか。

○事務局

- ・ 安心安全の部分に関しては、電気事業法、消防法、建築基準法等個別法の中でそれぞれ所管する機関が、技術指針のようなもので審査することになると思われる。
- ・ これら個別法を所管する市の部署については現時点では把握していない。

○三宅委員

- ・ 個々に対応するとのことだが、防災については市民の方々も危惧している部分であるため、どこが対応するのかといったことは市として明確にしておいた方がいいと思う。

○平井会長

- ・ もう少し内容について確認してもらい、災害・防災については手続きの見える化に配慮してもらいように検討していただきたい。

○事務局

- ・ その辺りは情報収集に努めたい。

○牧野委員

- ・ 光害については資料5、3ページ目、その他項目の2に記載をしてもらったこの案で賛成である。
- ・ 天然ガス発電所が建設されることで、環境に与えるインパクトとして塩分濃度、振動、温度差等がある中で物理化学的な項目の中には光も含まれるため、意見を挙げた。
- ・ 市長意見について他市の事例を見ると県の環境影響評価を踏まえて作成していることが多く、静岡県環境影響評価条例の技術指針の中に光害が項目としてあるため、静岡市も整合性を保つ意味でも記載をしたらどうかというのが意見を挙げた真意である。

○村上委員

- ・ 静岡市の技術指針に光害の規定はなかったように思うが、今回光害について答申書に記載するのであれば技術指針にも光害について規定すべきではないか。
- ・ そうでないと、光害について基準がないのに、事業者には予測～評価までさせることになってしまう。

○事務局

- ・ 光害については技術指針の作成の際にも議論をいただいた部分である。
- ・ ご指摘のとおり、県では環境影響評価項目ではなく配慮事項といった形で光害を位置付けている。
- ・ 県と同等の基準を維持すべきとの話もあったが、光害は何をどのように調査するのかという点が不明瞭である。
- ・ 県にも確認をしたところ、配慮しなければならない項目ではあるが、水、大気、景観等までの位置づけではないという解釈で配慮事項としているとのこと。
- ・ 清水天然ガス発電所（仮称）建設計画は法対象事業であり、法に乗っ取った手続きであるため市の技術指針が適用されることはない…ということも一因としてあるが、現状市として光害について技術指針に調査方法等を規定していない。

○平井会長

- ・ 今回技術指針では光害について特に検討はしなということでよいか。

○事務局

- ・ 清水天然ガス発電所（仮称）建設計画は法対象事業であることから、法の技術指針に則して事業者が計画を立てており、市条例の技術指針が事業に直接当てはまるものではない。
- ・ 光害における調査、予測方法が国の技術指針にないことも事実である。
- ・ 光害について影響が懸念されるというのであれば、市としての意見の中に入れ込むことは可能であると考えます。

○村上委員

- ・ 今後光害に関して事業者は何とか予測、調査をするだろうが、評価書段階の審査会での協議の際、我々は何を基に協議を行えば良いのか。
- ・ 審査会として何らかの答えは出さなければならないため、光害について調査方法の記載がある技術指針等の情報提供をお願いしたい。

○事務局

- ・ 調査の後、情報提供したいと考えている。

○三宅委員

- ・ 猛禽類調査について追加させてもらった件について、事業実施区域はそこまで鳥類は多くないが事業者の猛禽類調査によると4月5月にハヤブサが確認されているとのことである。
- ・ 静岡周辺だとハヤブサは冬季に見られ、繁殖期に移動することが多いのだが、5月まで確認されているとのことでもあるので、重要種でもある猛禽類については引き続き調査をしてほしい。
- ・ 漁業組合等が心配している水生生物についても事後調査ではなく、我々が準備書段階で議論できるように今回回答申書に記載していただきたい。

○事務局

- ・ 水生生物についてはこれまでも審査会で議論していただいており、いただいた意見を基に答申案を作成している。

○三宅委員

- ・ 動植物については反映していただいているため、良いかと思う。

○岩堀委員

- ・ 資料5の3水環境について、内容については良いかと思うが文言がおかしい部分がある。
- ・ 資料5の3（1）で排水という言葉を用いているが、『一般排水は、隣接する～合流させて排水する』の、前後の『排水』の意味合いが異なっており、後の『排水』の意味合いは『放流』『排出』である。
- ・ 資料5の3（1）5行目の『可能な限り将来想定される排水量を前提とした排水の調査』という部分は、『排水の調査』なのか『水環境の調査』なのかははっきりしない。
- ・ 『排水』という言葉の多用が文章を分かりにくくしているため、少し修正した方がよい。
- ・ 4の動物植物生態系の（1）で、影響があることは記載されているが、排水なのか放流水の話なのか分かり辛いので、排水と放流水を使い分けた方がよいと思う。

○平井会長

- ・ どのように文章を作成したら良くなるか、教えていただけるか。

○岩堀委員

- ・ 少し考えさせていただきたい。

○平井会長

- ・ 岩堀委員の意見を承って、精度をあげていくといくこととしたい。

○寒竹委員

- ・ 資料5、3ページの3行目、施設の配置や構造の後のカッコは構造を説明しているのか。
- ・ 構造の場合には建築の構造ではなく、構造主義の『構造』という意味で使われているのか。
- ・ 施設の配置や構造（煙突及び建屋等の配置～）の『配置』が重複してしまっているため、この辺りの整理をしてほしい。
- ・ 資料5、3ページの6行目、（富士山が背後となるような場合は除く）とあるが、自分の背後という意味で捉える可能性もあり、表現が難しいため書かなくても良いかもしれない。
- ・ 意味は伝わるが、モノの背後と自分の背後の2つの意味で捉えられるため、その都度質問がきて答えなければならないかもしれない。

○事務局

- ・ 整理し、明確な表現になるよう手直しする。

以上、議事・報告事項終了。